

令和５年度第２回景観審議会眺望景観検討部会

1 会議日時 令和６年（２０２４年）２月８日（木）１５時００分～１８時００分

2 開催場所 広島商工会議所ビル ９階 会議室（大）

3 出席委員（５名）

角倉 英明、真木 利江、吉田 幸弘、折橋 洋介、高田 由美

※ 真木委員については、遅れての出席

4 議事

本通３丁目地区市街地再開発事業について

(1) 一回目部会における論点に係る主な意見の確認

(2) 準備書（案）の内容確認

(3) 景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）について

(4) 現地確認

(5) 意見取りまとめ

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 一般傍聴者 ６名

報道関係傍聴者 ２社

7 会議資料

資料１ 令和５年度第１回眺望景観検討部会における論点に係る主な意見

資料２ 本通３丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）―抜粋―

資料３－１ まとめ 本通３丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）

資料３－２ 各視点場の現況写真及びフォトモンタージュ

参考資料１ 重要な視点場から事業計画地までの距離

参考資料２ 都心の高層建築物の状況

参考資料３ 景観計画（抜粋） 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の景観形成の方針

8 発言の要旨

【部会成立の報告】

【議事 本通３丁目地区市街地再開発事業について】

○角倉部会長

それでは早速、議事の「本通３丁目地区市街地再開発事業」に入りたい。

まず、(1)「一回目部会における論点に係る主な意見の確認」について、資料１、「令和５年度第１回眺望景観検討部会における論点に係る主な意見」について、事務局から説明をお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

資料１、「令和５年度第１回眺望景観検討部会における論点に係る主な意見」を御覧いただきたい。これは、前回の眺望景観検討部会で皆様からいただいた御意見をまとめたものである。

1 形態及び色彩について

(1) 計画地が景観計画での「原爆ドーム・平和記念公園周辺地区」と「一般地区」にまたがってお

り、それぞれの地区の基準を適用するのではなく、いずれかの基準を全体に適用するよう整理して議論する。

- (2) 形態を考える上ではプロポーションが大切である。

市域内には優れた対の造形があり、高層部分の2棟によるツインタワーの形を、先例と同様の優れた対のデザインになるようどのように求めているのかを議論する。(対の造形例：平和大橋と西平和大橋 比治山の現代美術館と放射能影響研究所施設 西風新都の旧選手村住宅 広島駅南口のビッグフロントとエキシティなど)

- (3) ツインタワーの形が、マッシブ(巨大)でない、ほっそりとしたプロポーションに生かされるなら高く評価できる。
- (4) 「慰霊・鎮魂の風景」と「にぎわいの風景」の両方が大切であるところ、慰霊・鎮魂の風景は確立されているが、広島のにぎわいの風景とはどのようなものがよいのか議論する。
- (5) 夕景、夜景における見え方、建物自体の内部照明の見え方も重要なこととして議論する。
- (6) 植栽も重要なこととして議論する。植栽は、特に近景において果たす役割が期待できる。

2 眺望点(視点場)の設定について

- (1) 視点場に優先順を設けて検討する。

大切な視点場は原爆死没者慰霊碑の前、平和記念資料館ピロティ、それらを結ぶシークエンス及び相生橋南詰と考える。それらからは、原爆死没者慰霊碑・原爆ドームと再開発ビルの両方が同時に視野に入るからである。その際に、「慰霊」と「復興・にぎわい」の両立が感じられる必要がある。

原爆死没者慰霊碑の前、平和記念資料館ピロティ、それらを結ぶシークエンスからは、南北軸方向は慰霊を、東側方向は復興を感じられるものとして考えられる。

東側方向については、平和記念公園内の樹木や元安川という二つの緩衝体があるのだから、高さやデザイン、色彩に過度に神経質にならなくてよいと考える。

相生橋南詰からは、原爆ドームと重なって見えることから、デザイン、色彩について議論する。

- (2) 視点場という概念が市民にとってなじみのあるものとは言えないため、視点場の設定は分かりやすく市民と共有しやすいものとする。

中工場は、映画を契機に内外からの来訪者がある場であり、また、建築を通してまちを理解できる優れた場であるから、視点場として設定する。

- (3) 景観計画において低層階でのにぎわいを求めており、本通に近い視点場を設けて議論する。

3 その他

- (1) このビルから見る景観という新しい景観と新しい視点場ができる。
- (2) このビルから平和記念公園、ゲートパーク、サッカースタジアム前の広場なども見えるであろう。それらの夜間景観の計画も必要になる。
- (3) 利用者やビルを見る人に計画についてどれくらい知ってもらえるか、良い関係が作れるか、愛着を持ってもらえるかが、良い景観が作れるかにつながる。今後、市民との関係作りを求めたい。
- (4) 計画地は本通の上であり、他のビルに比べて公共的な空間が多く設けられるであろう。その公共的な空間への市民の集まり方、往来の仕方が景観に関係する。

資料1の説明は以上である。

○角倉部会長

いま説明のあったことについて、御意見、御質問等はあるか。

○委員

(特になし。)

○角倉部会長

続いて、(2)「準備書(案)の内容確認」に移ることとし、資料2の「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書(案)―抜粋―」について、事務局から説明をお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

資料2、「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書(案)―抜粋―」を御覧いただきたい。

環境影響評価準備書とは、事業者が対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について、環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、予測及び評価の結果等を記載したものである。

これは現在事業者にて作成中の準備書(案)のうち、景観に関する部分を抜粋したものである。この資料を用いて、現時点で示されている景観に関する事業計画の内容を確認していただきたい。

7.8-2ページ、7.8-3ページを御覧いただきたい。主要な眺望地点からの眺望の状況の調査地点が示されている。

調査地点は、表7.8-1(1)~(2)及び図7.8-1に示すとおり、計画地周辺の16地点としている。

以前にお示しした環境影響評価実施計画書の時点では14地点とされていたが、実施計画書に対する市長意見に基づき、No.13の広島駅付近(遊歩道)と、No.15の二葉山平和塔の2地点が追加されている。

写真の撮影諸元は表7.8-2に示すとおりで、撮影高さは地上1.5メートル、水平画角は約65°となっている。

7.8-8ページを御覧いただきたい。「①地域景観の特性の変化の程度」の予測及び評価についてである。

予測地域・地点は計画地及びその周辺としている。予測時期は、計画建築物の竣工後である。予測手法は、現況の地域景観の特性、事業計画及び環境保全措置の内容を踏まえ、計画建築物による地域景観の特性の変化の程度を定性的に予測したと記されている。

7.8-9ページを御覧いただきたい。「(エ) 予測結果」についてである。

3段落目だが、本事業では、平和記念公園等からの眺望に配慮するため、高層棟は「一般地区」に位置する部分においても「E地区」相当の基準に応じた形態や設えを検討し、低層棟は地域の顔としてふさわしい魅力的な空間を創出するため、広島本通商店街がこれまで担ってきた歴史性や地域性を考慮しつつ、周辺への圧迫感の軽減や既存の街並みとの連続性を考慮した街並み景観づくりを目指す計画であることから、計画地周辺の主な景観構成要素である中高層建築物、道路・路面電車、商店街やにぎわいのある都市空間等といった地域景観の特性は大きく変化することはないと予測したと記されている。

7.8-10ページを御覧いただきたい。本事業では、次のような環境保全措置を講じる計画となっている。主なものは次のとおりである。

- ・ 眺望景観においては、高層棟は「一般地区」に位置する北棟においても、平和記念公園からの眺望に配慮するため、「E地区」相当の基準に応じた形態や設えを検討し、周辺の都市景観との調和に十分配慮する。
 - ・ 「楕円形の都心づくり」の西の核、紙屋町・八丁堀地区における新たなランドマークの一つとして、品格ある都市景観の形成をめざすとともに、低層棟は広島本通商店街がこれまで担ってきた歴史性や地域性を考慮しつつ、地域の人々に親しまれるようヒューマンスケールの感じられる見え方や形態等を工夫し、地域の顔としてふさわしい魅力的な空間の創出や居心地よく歩きたくなるような街並み景観づくりを目指す。
 - ・ 形態・意匠等の計画は現時点で具体的な検討に至っていないことから、今後の建築計画の進捗状況に応じて、事業性を考慮しながら専門家の意見や関係者との協議を進めるとともに、環境保全措置が適切に講じられているかを確認するため事後調査対象とし、慎重に検討を進める予定である。
- 続いて、7. 8-11ページを御覧いただきたい。評価の内容についてである。

現況の地域景観の特性や環境保全措置を講じることにより、事業者は次のように評価している。

5段落目を御覧いただきたい。本事業は都市再生緊急整備地域「広島都心地域」・特定都市再生緊急整備地域「紙屋町・八丁堀地域」に位置する計画地において、市街地再開発事業の手法を用いて細分化した敷地を一体的に再開発し、高度利用を図るものの、計画地周辺の主な景観構成要素である中高層建築物、道路・路面電車、商店街やにぎわいのある都市空間等といった地域景観の特性は大きく変化することはないと予測している。

したがって、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されており、景観形成の方針等との整合が図られていると評価している。

7. 8-12ページを御覧いただきたい。「②主要な眺望点からの眺望の変化の程度」の予測及び評価についてである。

予測地域・地点は、現地調査地点と同様とし、計画地周辺の16地点としています。予測時期は、計画建築物の竣工後である。予測手法は、現況写真に計画建築物の完成予想図を重ね合わせて合成写真（フォトモンタージュ）を作成し、主要な眺望地点からの眺望の変化の程度を定性的に予測している。

主要な眺望点からの眺望及びその変化は、写真7. 8-1～写真7. 8-16に示すとおりである。

【写真閲覧】

これらの画像は、資料3-2で拡大したものを用意している。資料3-1の説明及び現地確認の際には資料3-2を御覧いただく。

7. 8-29ページを御覧いただきたい。本事業では次のような環境保全措置を講じる計画となっている。主なものは次のとおりである。

- ・ 平和記念公園等やリバーフロント地区、遠景域の眺望視点等からの眺望に配慮するため、高層棟を南棟・北棟の2棟の分棟とすることで外壁面が連なる長大な壁面構成とならないよう工夫する。
- ・ 眺望への配慮として、高層棟の角部を面取りすることによって斜めから見た際の建物幅の見え方に配慮するとともに、2棟に分棟することによって北棟と南棟が異なる形態とならないよう配慮する。

- ・ 形態・意匠等の計画は現時点で具体的な検討に至っていないことから、今後の建築計画の進捗状況に応じて、事業性を考慮しながら専門家の意見や関係者との協議を進めるとともに、環境保全措置が適切に講じられているかを確認するため事後調査対象とし、慎重に検討を進める予定である。

7. 8－30ページを御覧いただきたい。評価の内容についてである。

主要な眺望点からの予測の結果や、環境保全措置を講じることにより、事業者は次のように評価している。

5段落目を御覧いただきたい。主要な眺望点からの眺望は、近景域及び中景域では眺望の状況が変化する地点があるものの、低層棟は国道54号（鯉城通り）沿道の建築物が形成する都市景観の一部となり、高層棟は「楕円形の都心づくり」を推進する上での新たなランドマークの一つとなることで、計画建築物としては周辺建築物とともに高度利用が進んだ新たな都市景観を形成していくことが予測される。遠景域では眺望の状況を大きく変化させることはなく、中高層建築物群が形成する都市景観の一部となると予測している。

したがって、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されており、景観形成の方針等との整合が図られていると評価している。

以上で資料2「環境影響評価準備書（案）」の説明は以上である。

○角倉部会長

それでは続いて、(3)「景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）」についてである。

資料3－1の「まとめ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）」の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）」及び資料3－2の「各視点場の現況写真及びフォトモンタージュ」について、事務局から説明をお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

それでは、資料3－1「まとめ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）」の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）」及び資料3－2の「各視点場の現況写真及びフォトモンタージュ」について御説明する。

資料3－1、「まとめ 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）」の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることに関する調査及び検討結果（素案）」を御覧いただきたい。

これは、準備書（案）の段階で示される計画に関して、考察及び景観形成の観点から求めることを取りまとめた（素案）である。

まずは、「1 考察」についてである。

前回の部会では、論点の設定を「(1) 形態及び色彩について」、「(2) 眺望点（視点場）の設定について」、「(3) その他について」の順としていたが、考察の流れとして、まずは「眺望点（視点場）の設定について」から御説明する。

「ア 考え方」についてである。

眺望点（視点場）は、眺望景観への影響を把握するために適切であり、かつ市民にとって分かりやすく共有しやすい箇所として、次のものを設定していただいてはどうか。

特に①によるものは、これまで議論が尽くされて設定されたものであり、優先的に扱うものと考えて

いる。

①—1 広島市景観計画において設定されている箇所

①—2 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」において設定されている箇所

② ①以外で、計画地近傍やデルタ内で計画建物を望むことができ、多数の人が集まる又は往来する箇所

「ア 考え方」を基に設定した眺望点（視点場）が、右ページの表でございます。2 ページの位置図、資料3－2の各眺望点からの現況写真及びフォトモンタージュも御覧いただきながらお聞きいただきたい。

まずは、(1)ア①によるもので、位置図では、四角囲みに黄色の着色をしている地点である。

a：平和記念資料館本館北側

b：原爆死没者慰霊碑前

c：元安川右岸

d：元安橋

e：原爆ドーム正面

f：相生橋

g：平和大橋

h：平和大通り

i：本通交差点

j：紙屋町交差点

以上の10地点と考えている。

次に(1)ア②によるもので、位置図では、四角囲みに青色の着色をしている地点である。

k：中工場の6階展望デッキ

l：比治山公園（エントランス広場）

m：八丁堀交差点

n：広島駅付近（遊歩道）

o：ひろしまゲートパーク

p：縮景園（悠々亭）

q：広島城（天守閣）

r：二葉山平和塔（通称仏舎利塔）

s：竜王公園

以上の9地点を視点場として考えている。

続いて、資料の2ページにお戻りいただきたい。

「ウ 環境影響評価実施計画書及び準備書（案）における視点場」についての考察である。

環境影響評価実施計画書及び準備書（案）で示された視点場は、景観計画やあり方において設定した視点場を含み、主に平和記念公園内から選定されている。元安橋や平和大橋のように主要な動線の一つであり、多くの人が計画建物を目にする地点、対岸から計画建物を望む地点も選定されている。その他、計画地あるいは計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所が選定されている。

これらは、前述の①—1、①—2、②の観点からも概ね妥当と考えている。

ただし、e：原爆ドーム正面（「あり方」で設定した視点場）、i：本通交差点（近景の視点場）、k：中工場（視点場として共有しやすく市街地を一望できる視点場）については追加が必要としてはどうかと考えている。視点場の説明としては以上である。

続いて、「(2) 形態及び色彩について」の考察である。

「ア 各眺望点（視点場）において共通の事項」を御覧いただきたい。

準備書（案）時点での計画は、具体的な色彩、材料及び細部の意匠が示されておらず、その詳細は、今後とも段階を追って定まっていく。

そのため、準備書（案）、準備書の段階及びその後の段階において、詳細を定めていくに当たっての各眺望点（視点場）における共通の事項を次のとおり示す。

（ア）景観計画の基準の遵守と同計画の景観形成の方針に沿うとともに、原爆ドームの視認性の確保など、形態及び色彩に特に留意する必要がある。

（イ）計画地は景観計画の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」及び「一般区域」にまたがっており、その中で一体の建物として形態及び色彩を適切に計画するためには、高層部、低層部共に計画地全体が「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」内にあるものとみなすことが望ましい。

（ウ）市域内には優れた対の造形があり、計画建物の高層部分に2棟によるツインタワーの形が、先例と同様の優れた対のデザインとなるよう、コンセプト及びプロポーションなどの造形を検討する必要がある。

（エ）夕景、夜景における見え方を検討する必要がある。その際、計画建物自体の内部照明のデザインを併せて検討することが望ましい。

（オ）建物緑化や植栽は、特に近景において景観上果たす役割やその効果が大きいことから、検討をする必要がある。

以上を視点場共通の事項として整理してはどうかと考えている。

続いて3ページを御覧いただきたい。

「イ 眺望点（視点場）別の事項」についてである。

フォトモンタージュ及び景観計画における景観形成の方針と照らし合わせながら評価するため、資料3-2と参考資料3もお手元に御用意いただきたい。

なお、フォトモンタージュは広画角の写真（水平視野角約65度、レンズ焦点距離28ミリメートル）を用いて作成されている。人間の視野角は、視対象への注目度合い・意識によって狭まるため、重要な箇所（a～fの眺望点（視点場））については、現地において実際の見え方の確認を行い評価していただきたいと考えている。

各視点場を、大きく三つに分類して検討している。

まずは、「（ア） 南北軸方向と計画建物を望む眺望点（視点場）」として次の視点場を挙げている。

- a：平和記念資料館本館北側
- b：原爆死没者慰霊碑前
- c：元安川右岸
- d：元安橋

g：平和大橋

これらの眺望点（視点場）からは、計画建物といわゆる南北軸線上の慰霊碑及び原爆ドームの両方が見える。

景観計画では、平和記念公園（原爆ドームを含む。）の周辺の建物については、南北軸線北側に限られた範囲を除いては、高さ規制をすることを前提としておらず、南北軸線に沿って視点を移しながら計画建物側を見てみると、都心部の更新を象徴する高層建物に囲まれ、それらの一つとして平和記念公園や元安川越しのパノラマ的な景観を形成している。

また、慰霊と鎮魂を象徴する景観としての位置付けが確立している南北軸線北側と対比させながら、計画建物側の都心中心部の復興・にぎわいと同時に眺望することができる象徴的な場所であるということができると考える。

したがって、景観計画に則した色彩や材料などに関する工夫が行われるならば、今後の都心部の更新を象徴し、世界遺産の周辺地区にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいのバランスがとれたものとなり得ると考える。

続いて「(イ) 原爆ドームの背後に計画建物を望む眺望点（視点場）」として、次の視点場を挙げている。

e：原爆ドーム正面

f：相生橋

これらの眺望点（視点場）からは、元安川の対岸に原爆ドームとその後ろに計画建物が重なって見える。

それは、廃墟のまま保存され被爆の惨禍を伝える原爆ドームの背後に、復興を遂げた都心部の街並みが控える景観である。原爆ドームを囲むように建つ周辺の高層建物が、今後の更新において、原爆ドームの存在感や視認性を確保されるよう計画、整備されることにより、復興とにぎわいを表しながら、原爆ドームの背景として一層ふさわしい建物群からなる景観を形成していくことになるものとする。計画建物は原爆ドームと一定の距離を保つことで、原爆ドームへの圧迫感を感じさないと考えられる。色彩や材料などに関して景観計画に則して十分な工夫が行われるなら、世界遺産の周辺地区にふさわしい品格ある雰囲気があるものとなり得ると考える。

最後に、「(ウ) その他の眺望点（視点場）近景及び遠景」として、次の視点場を挙げている。

h：平和大通り

i：本通交差点

j：紙屋町交差点

k：中工場

l：比治山公園（エントランス広場）

m：八丁堀交差点

n：広島駅付近（遊歩道）

o：ひろしまゲートパーク

p：縮景園（悠々亭）

q：広島城（天守閣）

r：二葉山平和塔

s：竜王公園

これらの眺望点（視点場）からは、原爆ドーム及び平和記念公園を視野に含まないことから、全体として復興とにぎわいを象徴する景観としてとらえることができると思う。

したがって、都市的なにぎわいを象徴するものとした上で、景観計画に則した色彩や材料などに関する工夫を行うことにより、品格ある雰囲気があるものとなり得ると思う。

なお、一部の視点場（p、r）からは、フォトモンタージュによる検討の結果、計画建物が見えないとされている。

以上が「イ 眺望点（視点場）別の事項」である。

続いて、4ページを御覧いただきたい。

次に「ウ 立地や高さについて」である。

本市では楕円形の都心づくりを進めており、国から都市再生緊急整備地域や特定都市再生緊急整備地域の指定を受けている都心部は、高度利用・高密度利用のための高層化の促進を前提に更新を図っている。

ここで、「参考資料2 都心の高層建築物の状況」を御覧いただきたい。

こちらは、都心部の60m級の高層建築物の位置を示したものである。黄色が100m以上の建築物、水色が100m未満の建築物である。広島駅周辺や、幹線道路沿いに多く分布している。

2ページ、3ページに航空写真を載せているので、併せて都心の高層建築物の状況を御確認いただきたい。

それでは資料3-1の4ページに戻っていただきたい。2段落目である。

このように都心部は、高度利用・高密度利用のための高層化の促進を前提に更新を図っている。しかし、都心部であっても世界遺産の周辺にふさわしい形態を保持すべきものとして明確にできる範囲については、景観の観点から制約を設けることにし、それらの周辺部においては、これまで景観計画で定めてきた色彩の工夫や建物頂部のデザインの工夫などの制約をすることにより、平和記念都市としての復興の象徴地域と位置付けられると考えている。

また、世界遺産の周辺にふさわしい形態を保持すべきものとして明確にできる範囲は、今後とも検討すべきバッファゾーンのエリアのあり方に左右されるものになるが、原爆ドームの東側については、少なくともこの度の計画地より西側のエリア内であって、バッファゾーンと必要があればその極背後地を加えた範囲に設定することにより、平和記念公園内からの距離を適切に保てるものとする考えられる。なお、その際、平和記念資料館本館北側の眺望点（視点場）からの距離が約330メートルあるNHK広島放送センタービルがランドマークになっているといったことを考慮するものとする。計画地は既定の高さ制限を受けるエリアではなく、前述のとおり、平和記念都市としての復興の象徴地域といえ、景観の観点からの高さの制限は不要と考える。

フォトモンタージュや、この後の現地確認によっても、同様に考えることができるか御確認いただきたい。

続いて、「(3)その他について」を御覧いただきたい。

「ア ハード面に関する事項」として、

計画地は本通りの上に当たり、他の建物に比べて公共的な空間が多く設けられることが想定されることから、そうした公共的な空間への利用者の集まり方、往来の仕方及び動線とデザインの関連について

検討が必要と考える。

「イ ソフト面に関する事項」として、利用者や計画建物を見る人に、計画についてどれくらい認知してもらえるかや良い関係が作れるか、愛着を持ってもらえるかが、いかに良い景観を作ることができるかにつながることから、今後の市民との関係作りに取り組むことが望ましいと考える。

「ウ 景観行政に関する事項」として、計画建物が新たな視点場となり得ることから、平和記念公園やひろしまゲートパーク、サッカースタジアムとスタジアム前広場などの夜間景観の計画を検討することが望ましいと考える。

続いて、5 ページを御覧いただきたい。

「2 景観形成の観点から求めること」についてである。

「1 考察」と一部重複する箇所もあるが、ひととおり、御説明させていただく。準備書（案）に示された予測結果及び環境保全措置は概ね妥当なものと考えられる。ただし、準備書（案）の環境保全措置の内容にも示されているとおり、形態・意匠等の計画は現時点で具体的にはされていないことから、準備書（案）の段階では、本計画が「景観形成の方針等との整合が図られている」と結論付けることは難しい。

そのため、準備書（案）の評価の記述について、次のとおり評価の表現の一部を修正すべきである。「したがって、環境保全措置のとおり計画され、事後調査によりそれらの内容が確認されることにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、景観形成の方針等との整合が図られると評価する。」

また、準備書（案）、準備書の段階及びその後の段階において、詳細を定めていくに当たって、次のことを求める。計画建物に関する対応は、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく事前協議までに行うものとする。

(1) 眺望点（視点場）の設定について

準備書（案）で想定した眺望点（視点場）に含まれない、次の箇所からの景観についても検討を行うこと。

e： 原爆ドーム正面

i： 本通交差点

k： 中工場

(2) 形態及び色彩について

ア 景観計画の基準の遵守及び同計画の景観形成の方針に沿うとともに、原爆ドームの視認性の確保など、形態及び色彩に特に留意すること。

イ 計画地は、景観計画の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」及び「一般区域」にまたがっており、その中で一体の建物として形態及び色彩を適切に計画するためには、高層部、低層部共に計画地全体が「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」内にあるものとみなすことが望ましい。

ウ 市域内には優れた対の造形があり、計画建物の高層部分の2棟によるツインタワーの形が、先例と同様の優れた対のデザインとなるよう、コンセプト及びプロポーションなどの造形を検討すること。

エ タ景、夜景における見え方を検討すること。その際、計画建物自体の内部照明のデザインを併せて検討することが望ましい。

オ 建物緑化や植栽は、特に近景において景観上果たす役割やその効果が大きいことから、検討すること。

(3) その他について

ア 計画地は本通りの上に当たり、他の建物に比べて公共的な空間が多く設けられることが想定されることから、そうした公共的な空間への利用者の集まり方、往来の仕方及び動線とデザインの関連について検討すること。

イ 利用者や計画建物を見る人に、計画についてどれくらい認知してもらえるかや、良い関係が作れるか、愛着を持ってもらえるかが、いかに良い景観を作ることができるかにつながることから、今後の市民との関係作りに取り組むことが望ましい。

ウ 計画建物が新たな視点場となり得ることから、市において、平和記念公園やひろしまゲートパーク、サッカースタジアムとスタジアム前広場などの夜間景観の計画を検討することが望ましい。

以上が、景観形成の観点から求めることとしていかがかと、事務局側で考えたものである。説明は以上である。

○角倉部会長

先に現地に行った方がよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

お願いしたい。

○角倉部会長

それでは、一旦外に出て現地確認を行うとのことなので、御意見はこの後の現地確認を行った上で聞きすることとする。

○井上都市デザイン担当課長

現地確認についてである。現地確認では、フォトモンタージュの画像だけでは把握しにくい、奥行き感や立体感、視野の範囲等についても御確認いただきたいと考えている。

御確認いただく視点場は、

- a : 平和記念資料館本館北側
- b : 原爆死没者慰霊碑前
- c : 元安川右岸
- d : 元安橋
- e : 原爆ドーム正面
- f : 相生橋

の6地点である。

順路としては、この商工会議所ビルを出て、近い方から、「f : 相生橋」→「e : 原爆ドーム正面」→「d : 元安橋」→「c : 元安川右岸」→「a : 平和記念資料館本館北側」→「b : 原爆死没者慰霊碑」の順に確認し、この会議室に戻ってきたいと考えている。資料については少なくとも資料の3-1、3-2、参考資料の1については御持参いただきたい。

それでは準備もあろうかと思うので、10分後ぐらいに下の1階の出入口に集合でお願いしたい。

それから傍聴者の方、報道の方に申し上げるが、委員の先生方にも含めてだが、この部屋は一旦現地確認の間は施錠を行うので、必要な荷物等は一度お持ちいただきたい。

【現地確認】

「f：相生橋」→「e：原爆ドーム正面」→「d：元安橋」→「c：元安川右岸」→「a：平和記念資料館本館北側」→「b：原爆死没者慰霊碑」の順に現地確認

○角倉部会長

それでは、現地確認をしていただいたが、今度は議事(5)の意見の取りまとめをさせていただきたいと思う。

現地の調査確認を踏まえて、資料3-1に関して、考察及び景観形成の観点から求めることについて、御意見があればお願いしたい。

まず、考察の方から進めてもらってよろしいか。改めて、考察の意味合いを事務局の方から説明いただきたい。

○井上都市デザイン担当課長

考察については、前回まで御議論いただいたことを整理した上で、環境影響評価の準備書(案)で示された内容を踏まえた上で、どのように考えたかというところを整理したものである。その上で結論ということにさせていただきたいということで整理している。

○角倉部会長

これまで議論した中身が基本的には考察に書かれているという理解でよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

そのとおりである。

○角倉部会長

ついでには、この資料3-1の1から4ページまでに関して、修正や追加などがあればコメントをいただきたい。

○吉田委員

現地視察した感想になるが、資料館のピロティから相生橋までの動線の中で、まずは慰霊碑を目指しているというか、慰霊碑に視線誘導されているので、慰霊碑を越えた後ろは原爆ドームに視線が誘導されるので、いずれも注視した時の視界の外に計画建物があるので、そんなに問題ないのかなという印象である。

ただ、そのシークエンスの中で気になる特異なポイントというのがいくつかあった。

一つは慰霊碑慰の側面から、反りのある形状の上にツインタワーが角のように見えるポイントがあるのだと思う。

それから相生橋の途中で、原爆ドームの特に半球状の屋根の上にちょうどシンメトリーにツインタワーが来るというポイントがある。

そこについては視点場の微修正というか、フォトモンタージュがあると非常にイメージがしやすいと思った。

それからもう一つはビルの素材である。計画建物の素材によっては、太陽による反射光の害が出てくるおそれがある。この辺りはきちんとしたシミュレーションで検討していただきたい。

○角倉部会長

シークエンスからの眺めで、慰霊碑、相生橋の近辺での眺めに関して、フォトモンタージュの微修正があれば望ましいということだったと思う。

あとは光の関係ということだったと思う。ほかいかがか。

○折橋委員

資料3-1の3/5ページの視点場eとfの眺望点に関する考察のところで、右側の2行目の「計画建物は原爆ドームと一定の距離を保つことで、原爆ドームへの圧迫感を感じさせない。」の一文の修正の提案だが、「計画建物は」の後に句読点を打って、「原爆ドームと一定の距離を保つことで」とあるが、既に建てることは決まっていると思われるので、「一定の距離が保たれていることで、原爆ドームへの圧迫感はない。」としても良いのではないかなと思う。

○角倉部会長

3/5ページの(イ)の最後の締めの部分の1行目のところで、「計画建物は、原爆ドームと一定の距離が保たれていることで」というように修正されるという御提案だったと思うが、よろしいか。

○折橋委員

はい。

○角倉部会長

ほかはいかがか。

○折橋委員

2/5ページのところで、前回私が部会を欠席していたのですでに検討されているかもしれないが、2/5ページのウの視点場の追加に関連するところで、「ウ 環境影響評価実施計画書及び準備書(案)における視点場」の最後の段落で、「ただしe:原爆ドーム正面～i、kについては追加が必要である」という考察がされているところで、あくまで考察なのでこのままでよろしいのかとも思うが、「必要である。」とまで強く言う理由が、法学の専門としては見えてこないところがある。

他のeとiについては特に許可等なく立ち入られる場所だと思うが、kの中工場は建物の中に入っている視点場だと思われるし、少しトーンを下げてでもいいのではないかと。「追加してはどうか」や「追加することが望ましい」など、あくまで考察部分ですので、そのように部会で考えたということであれば「必要である。」でもいいのかもしれないが、トーンを抑えてもいいかとは思う。

○角倉部会長

文章の表現の強弱の問題のことをおっしゃられたのだと思うが、確かに考察なので必要であるという書き方ぶりでもいいし、おそらく望ましいという意見も多くあったので、原爆ドーム正面、本通交差点、中工場というところの3点をまとめるのであれば、望ましいという表現でもよろしいのではないかなという御意見だがいかがか。

○井上都市デザイン担当課長

少し語尾のところで書き分けているところがあり、必要であるというのは事業者の方に求めることとしており、望ましいというのはできるならやっていただきたいというようなニュアンスを作り出しているところがあることから、今のお話3点を全て望ましいとすると、皆様方がこれまで御議論いた

いた内容から少しずれてくると思われるので、少し工夫が必要だと考えている。

○角倉部会長

もう少し文書を修正する形で進めるということか。

○井上都市デザイン担当課長

はい。

○角倉部会長

承知した。ほかいかがか。

○金澤都市計画担当部長

今の点だが、前回吉田委員から、視点場にある程度優先順があってもいいのではないかという話があり、事務局としては、視点場設定でオレンジ色に塗ってあるところはもともとの考え方のところで①の種類のところとして、景観計画や眺望景観のあり方において設定した視点場でもあることから、これは必要であるという形で整理をしてはいかがかと考えており、kの中工場についてはこれまでの考え方に入ってきていなかった新たな視点場ということでもあるので、この部会の中で重さの度合いも含めて考えていただき、必要であることは必要と書くことが適当であるし、望ましいとするのであればそのようにしていただきたいという話なのかどうかというところをお話ししていただきたい。

今まで中工場については議論したことがなく、前回の真木委員の話の中で、なるほどと考え、素案として追加したので、この辺りの皆様の受け止めについてもお伺いできればと考えている。

○角倉部会長

いかがか。

○折橋委員

私は中工場の中から視点場として見たことがなかったということもあって、ここは特になくてもいいのかなといったところだが、部会での考察なので、当初通りの「必要である。」でいいと思われる。部会の議事としては、このように議論があったということは残るので、それで十分だということふうに感じた。

○角倉部会長

承知した。この件について、真木委員いかがか。

○真木委員

中工場を入れていただいたのは非常にうれしく思うが、私的には今回必ずしも必要だという認識ではない。

ただ、この先、広島の景観を考えていくときに、皆が共有できる、都市を理解できる視点場として、ぜひ皆で共有していきたいということで申し上げる次第である。実際、今回、フォトモンタージュまでする必要があるとは思っていない。

○吉田委員

望ましいという言い方でも良いとは思っているが、市民に対しては非常に重要な視点場だと思っている。物理的な見える見えないということよりも、気持ちの上で、その先に慰霊碑があり原爆ドームがあるという、平和の象徴があるんだということを一番感じやすい、そういう建物だと思うので、そういう意味では一点気になっている視点場があり、iの本通交差点だが、逆の方がいいのではと思う。想像するに本通の通りが、この計画建物ができるにあたって、中工場の吹抜けの通りと同じようなトンネル

状の見え方になるのかと想像する。そうした時に、その先に平和記念公園があつて、慰霊碑があつて原爆ドームがあるということを、そこで感じられるような場だとすると、交差点からだ逆になる。反対側である計画建物の本通の東側から、アーケード越しに平和記念公園を感じる視点というのは、より重要ではないかと。中工場の視点場に繋がることではないかと思う。

○角倉部会長

二点あり、一点目は、将来のことを考えれば考察ではやはり（中工場の視点場は）必要であるというようにまとめておきたい。

また、新しいコメントとして本通の視点場は逆だったのではないのかということも、今回それを採用するかは少し置いておくとしても、将来のためとしてこういう視点場があるという記録をきちんと残して次に繋がれたらいいかと思うが、いかがか。

○折橋委員

高田委員が近い場所での視点場として設定されたので、逆というのものもあるかもしれないが、もう一つの新しい視点場として加えた方がいいということかと。近いところから見上げた時と、向こうからということと。

○高田委員

あそこは低層階と高層階が見える唯一の視点場かと思っており、ここを見るという思いだった。

○角倉部会長

承知した。両方必要ということでよろしいか。

○高田委員

はい。

○角倉部会長

承知した。ほかはいかがか。

○真木委員

3 ページ目の（ア）（イ）（ウ）と分けて、景観の意味のようなものを整理しているのが、非常によく考えられた案だと思って聞いていた。

特に陰影。原爆ドームの背後にある景観として誘導しているのが、手前が原爆ドームで背景として都市部の街並みが見えるというような、レイヤー上に意味が重ねられている景観の捉え方というのは、これまでの景観計画の中で示されていないとしたら、今後市民の人たちみんなで共有していける広島の景観の型と言うか、すごく意義があるのではないかと感じている。

この眺めがどういうものかについては、先ほど確認したように、手前に川があつて原爆ドームがあつて、そのすぐ後ろには低めの比較的雑多な建物があつて、おりづるタワーがあつて、少し離れたところに基町クレドや今回の建物や広銀のビルが見えてくるということで、遠景の方はビルが作る多焦点と言うか、メインは原爆ドームが主景としてあるが、副景として、遠方にビルが点在して景観ができているというような捉え方ができるといいのではないかと思う。

また、吉田委員が先ほど御指摘された、特異点について、原爆ドーム後ろにまっすぐシンメトリー（左右対称）に來た時の姿が気になるという気持ちも非常に理解できるが、一方で、景観の箇所としては、シンメトリーではない眺めの方が大切というか、共有されていく眺めになるのではと思いながらお聞きしていた。

両方作るとなると大変かもしれないが、私としては、ずれている絵の方がマストかと。両方が大丈夫であれば両方ではと思うが、やはり、大半はずれていて、シンメトリーはあくまで特異点ということのように感じている。というのが一点目である。

もう一点が、準備書（案）の7.8-30の評価の部分で、今回の建物が景観にどのような影響を与えるのかという話をされていて、7.8-11の部分で確認したいと思うが、今回の建物は広島都市景観に非常に積極的な意味があると思っており、そこをもっと記載してもよいのではないかと思った。

近景の方は「圧迫感の軽減に配慮する」という書き方になっているが、7.8-11の下から二段落目からまとめてあって、最後の方に「地域景観の特性を大きく変化することはない」という書き方だが、非常にプラスの方に変化することなのではないかと思っている。書き辛いということなのかもしれないが、近景では街並みを大事にしつつ、7.8-30で「高層棟はランドマークの一つとなる」と書いてある一方で、「遠景域では眺望の状況を大きく変化させることはなく、中高層建築物群が形成する都市景観の一部となる」という書き方だが、今回の建物は明らかにランドマークで、前半の方で書かれていることの方がまとめているし、それに皆も非常に期待しているというか楽しみにしている部分だと思うので、もう少しポジティブに書いていただいてもよいと思った。

○角倉部会長

大きく2点かと思う。

1つ目は、視点場の話で主景と副景の考え方と関係性を適切に理解すれば、原爆ドームとビルの関係も、あまり整然とせずもう少しずれた感じでも問題ないのではないか、ということだったと思う。シンメトリーとアシンメトリーのどちらでもよいのではないかという御意見をいただいた。

2つ目は、資料に戻るが、資料2の準備書（案）の方で、より積極的に景観を作るという心づもりで書いてもらっても問題ないのではないか、というコメントをいただいたということでよろしいか。

○真木委員

はい。

○角倉部会長

考察に関して、ほかはよろしいか。

特に無いようであれば、最後に景観形成の観点から求めることということで、この2回目の部会の一つの答えというものになるので、こちらについて、先ほど現地確認に行った中で気になったことも含めて求めることがあれば、コメントをいただきたい。

感想になるが、景観の話なので、おそらく5人いたら5人意見が微妙にずれていて、今日事務局や傍聴者も含め、20人くらいの方がおそらくいらっしゃって皆それぞれ意見が違うと思うが、私は個人的に、現地には観光客の方もいらっしゃったのでどのような人がいるのかというのを注視していた。特に、資料館から慰霊碑に向かう間のシークエンスは、皆が慰霊碑に一直線に向かって歩かれていく、そこに特に視点を合わせた状態で歩いていくので、こちらのサイドにあった高層タワーや今建っているものも含めて、あまり認識というか感覚として気になるというところは個人的に無く、景観としての影響は少なくはないのかもしれないが、著しく気になるものではないのかと思った。

次に、他の視点場も含めてだが、色々な人の居方を見る限り、公園での過ごし方というのがそれぞれ違うとは思いますが、ビルの方を見るという感覚はあまり受けなかったというのが個人的なところである。

また、もう1点、あえてここも気になるとすれば、先ほど真木委員と吉田委員からも出ていた、相生

橋の辺りの景観に関しては、重なるときがあるので、どうしても数歩歩けば重なって、数歩歩けば離れていくという関係だと思うので、一つのボリュームとして、巨大にならないように見える、二つのボリュームが一つになりすぎないとか、そういうデザインの配慮みたいなものは十分にさせていただくようお願いすればいいのではないかと個人的に感じた。

ほか、いかがか。

○折橋委員

私も、部会長がおっしゃったとおりだと思って伺っていた。

また、肯定的な評価としては、2の「景観形成の観点から求めること」の資料3-1の5/5ページの最後の部分だが、この文章で必要なことは担保されているかと感じている。

2の「景観形成の観点から求めること」の下の2行目あたりから、「形態・意匠等の計画は現時点で具体的にはされていないことから、準備書（案）の段階では、本計画が『景観形成の方針等との整合性が図られている』と結論付けることは難しい。」。それから、その前の考察では、「工夫されることで」など指摘がされているし、こういったところで担保はされているものだと考えた。

そして、本日の発見としては、吉田委員が先ほどおっしゃったように、パルコ側からの景観がどのように見えるのかというのは、関心を持って伺った。

○角倉部会長

ほかはいかがか。

○高田委員

私も感想だが、何歩か進むだけで意外と見え方も違ってくるというのは、今日歩いてみて思った。そして、他の委員が言われたように、視点場から見たときに、ビルがそこまで気にならない位置にあることも感じた。

ただ、夜には非常に目立ってくるのではないかと考えており、資料の中に夜景や照明の話を入れてもらっているが、そこが結構大切な部分になってくるのではとも思った。

○角倉部会長

吉田委員、いかがか。

○吉田委員

私も特異点という言い方をしたが、そこにじっとしているわけではないし、意識的にというか作画的に、自然な振る舞いをしている限りでは気にはならないと思う。

ただ、特に業者の方に伝えるときに、ランドマークとしての造形を求めるのか、平和記念公園のように造形にしても素材にしても色にしてもより配慮を求めるような言い方をするのか、その辺りはちょっと難しいというか、どちらのベクトルでお話をした方がより良いものができるのかというのは悩みどころだろうと思う。

○角倉部会長

真木委員、いかがか。

○真木委員

今回準備していただいたフォトモンタージュのボリュームであれば、間違いなくランドマークになると思う。ランドマークにならないということは考えていない。

あと、何度か話題になっているが、市民の皆さんに愛着を持ってもらえるような建物になって欲しい

と思うので、適切なタイミングでデザインについて説明をいただきたいと思った。ツインや様々な造形のパターンや意味付けがあるという話を吉田委員がされたが、なぜそのデザインなのか、広島でこういうデザインにすることにこんな意味があるのかというようなお話を共有してくださると、我々もデザインコンセプトと一緒に理解して、それを持ってその建物を眺めるということができるのではないかなと思っている。

○角倉部会長

ほかはいかがか。

○委員

(意見なし。)

○角倉部会長

それでは、他に御意見はなさそうなので、委員の御意見を取りまとめたい。

まず、考察について、シークエンスは基本的に視覚の外にあるので、大きくは気にならない。ただ、慰霊碑側面からの眺めや相生橋からのドームの眺めでは、気になる面はあるというコメントをいただいたと思う。

続いて、本通の視点場は、本通の逆側という新しい視点場の追加というのを、将来的なことを考えればあってもいいのではないのかということ。

続いて、相生橋の話だったと思うが、真木委員からいただいた主景副景の関係というものも考えるとすれば色々なあり方があるということだと思う。

続いて、準備書(案)に関しては、もっと積極的に景観を作るという立ち位置で望んでいただきたいというコメントをいただいて、激励をいただいたと思っている。

続いて、いくつか文章の修正などの案が出たが、特に話題になっていた視点場の追加のところに關しては、基本的には「必要がある。」ということで進めてさせていただいていいのかと思っている。

続いて、吉田委員からいただいた、可能であればフォトモンタージュの視点場を微修正いただくことで、もう少し分かるのではないのかということもあり、西日を受けたときの反射の問題についても、デザイン上配慮していただきたいというところが、考察の段階としてはあったということでまとめさせていただきたい。

そして、「景観形成の観点から求めること」としては、今回見る限り、シークエンスの中も含めて、特に資料館から原爆ドームまでの過程の中では、大きく気になるというようなものではなかった。おそらく、その人の居方があるからこそ気にならないというところが、意見として出たかと思う。

また、折橋委員からは、今回の5/5ページで示されている「景観形成の観点から求めること」については、この内容で十分に担保されているだろうという意見をいただいたと思う。

一方、高田委員に関して、夜景のデザインや照明の計画というものは丁寧にさせていただかないと、昼間は良かったけれども夜は気になるという可能性があるという意見をいただいたと思う。

吉田委員からも、これがランドマークになるか、それとも溶け込むようなデザインにするのかというのは、造形的にどのようにしていくのが気になる、という意見をいただいたと思う。

最後に、真木委員からは、あの高さのものができるということは、馴染むというよりはランドマーク的な位置づけのものができるところから、建築のデザインや設計会社の腕になるところはあるが、そのプロセスの過程で市民の方々に愛着を持っていただける、好きになっていただける場所にするために、

デザインの意味や形態の意味も含めて、市民と共有できるようなプロセスを手続き的に踏んでほしいというようなことがあったと思う。

以上のような形で整理させていただくが、何か言い忘れたこと、もしくは、ここが足りてないということがあればいただきたい。いかがか。

○委員

（異議なし。）

○角倉部会長

特に、異議もないということなので、このような形で、まとめさせていただきたい。事務局の方から何かあればお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

今回の部会での内容に基づいて整理をさせていただき、景観形成の観点から求めることについて、環境影響評価の担当部署に伝えていきたいと考えている。

その後については、次回は、環境影響評価準備書が公告されてから眺望景観検討部会を開催する予定であり、公告された準備書の確認及びそれに対する意見の取りまとめについて議論いただく予定としている。

○角倉部会長

承知した。それでは、報告された環境影響評価準備書にて示される内容の確認及びそれに対する意見の取りまとめを次回行う。また、資料3の微修正については、部会長一任とさせていただきたい。

○委員

（異議なし。）

○角倉部会長

それでは、本日の審議はこれで終了とさせていただく。

【閉会】